

令和2年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和2年5月7日 午前10時00分 開会  
午後 4時54分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
企画部長	吉川正人	総務部長	吉村雅央
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子	生活安全課長	竹本淳逸

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 2番 梨本洪瑠 3番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例等の一部を改

- 正することについて)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて）
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて）
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議第30号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第31号 財産の取得について
- 日程第10 議第32号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議第33号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 追加日程第1 議第32号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 追加日程第2 議第33号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和2年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和2年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、3つの密、密閉空間、密集場所、密接場面を避ける必要性もございますので、会議進行については適度休憩を取りながら、マスクの着用についても聞き取れるように発言いただければ認めていきたいと思っておりますので、ご了承願います。また、発言につきましても、議員各位及び理事者において簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、議事日程記載の日程第3から日程第11までの9議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。本日、令和2年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回審議をお願いいたします案件につきましては、コロナ感染症対策に伴います国の緊急経済対策や市独自の対策に係る議決案件が4件のほか、報告案件が5件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

**下村議長** 次に、3月の議会定例会におきまして副市長に選任同意し、4月2日より着任されました溝尾副市長から就任のご挨拶を受けることにいたします。

溝尾副市長、お願いいたします。

**溝尾副市長** おはようございます。さきの議会におきましてご同意いただきまして、誠にありがとうございます。もとより微力ではございますが、この国難の下、葛城市政のために全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。議員の皆様方におかれましては、ご指導ご鞭撻など、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、梨本洪珪君、3番、吉村始君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

**西川議会運営委員長** おはようございます。令和2年第2回葛城市議会臨時会の開催に当たり、去る4月30日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法でございます。

まず、日程第3、承認第1号から日程第7、承認第5号までの5議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第8、議第30号及び日程第9、議第31号の2議案につきましては、本来であれば各所管の常任委員会に付託し、審査を行っていただいておりますが、先ほどの議長の挨拶にもございましたように、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議時間の短縮も考慮し、協議した結果、この2議案につきましては1議案ごとに上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第10、議第32号及び日程第11、議第33号の補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、予算特別委員会の設置に関しましては、3月定例会の予算特別委員会の委員構成、また正副委員長で審査をお願いすることになりましたので、今回は予算特別委員会の選任と正副委員長の報告まで行ってから、本会議を暫時休憩いたします。そして、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、付託議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決までお願いし、閉会といたします。

最後に、会期につきましては、本日5月7日、1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**下村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日5月7日の1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5月7日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第1号から日程第7、承認第5号までの専決処分の承認を求めることについての5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました承認第1号から承認第5号の5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、本条例の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、個人の市民税につきましては、令和3年度分以降の個人の市民税において適用されます全てのひとり親家庭に対する税制上の措置についての規定の整備、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する改正等を行うものでございます。また、固定資産税につきましては、所有者不明の土地等に係る課税上の課題に対応するための規定が創設されましたことにより改正と、わがまち特例につきまして規定の整備を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、賦課期日を4月1日とする今年度の国民健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の所得割額、資産割額、均等割額の合算限度額を16万円から17万円に引き上げるものと、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものにつきまして、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年4月10日に奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が公布された

ことに伴い、本条例の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月10日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者に対して、奈良県後期高齢者医療広域連合から傷病手当金が支給されることに伴い、葛城市後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付についての規定を追加するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月27日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の改定を行うものでございます。また、民法の法定利率が改正されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。本案につきましては、マスク不足が深刻となっている現状を踏まえ、感染症対策に万全を期し、市民の皆様が少しでも安心していただけるよう、市内全世帯に配布するマスクを取得するための経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,455万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億3,255万円とするものでございます。

なお、本案につきましては地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年4月22日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本5議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

6番、谷原議員。

**谷原議員** それでは質問させていただきます。1号から5号までの承認議案のうち、4号までは昨年度末に政令が改正したことに伴う条例改正ですので、この件については質問はいたしません。葛城市が独自に感染症対策ということで、マスク不足を解消するため、全世帯にマスクを配るといことで補正予算が組まれております。この補正予算について、専決処分ということで4月22日にされたことについて質問したいと思います。議会としてはやはり予算については議会でしっかり審議した上で可決するということが大事だろうと思いますので、この専決に至った理由について質問したいと思います。

まず1つ目が、専決にした理由、これについてお伺いします。

2つ目ですけれども、予算が4,455万円、大変な金額の予算を計上しておりますが、この予算の見積り、この予算総額が上限となってマスクを購入するわけですけれども、その見積りについてどのように見積もられたのか、これについてお伺いします。

3つ目でありますけれども、今大変マスク不足が懸念されております。これ、どの程度のマスクをどれぐらいお配りになるのか説明がなかったわけですけれども、そういう大量のマスクの確保の見込みがあつての予算計上なのかということについてお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。3点ございました。

まず、1点目でございます。専決処分をした理由というところでございます。皆様ご承知のとおり、日本におきましても新型コロナウイルスの感染症が拡大する中、全国的な緊急事態宣言が4月16日に発令をされておるところでございます。

そうした中で、自分自身が感染しているときに他の方にうつさないということで有効と言われるマスクが、市内のドラッグストア等でもなかなか見かけられなくなってしまっている状況がいまだに続いておると。インターネット通販等で調達は可能というような形にはなりつつあるようでございますけれども、それにいたしましても1つ100円と、平時の10倍に近いような金額での調達しかできないようなものになってございます。それから、もし安いものがあつたとしても、インターネット上の商取引ということで、ある意味、言葉は悪いですが、詐欺に遭われる方も一部出ておるといったことも聞き及んでおるところでございます。

そうした中で、できる限り早急に市民の皆様にご安心をいただくために、市で調達ができるという見込みが立ったものでございまして、これをできるだけ速やかに調達をすることで市民の皆様がいち早くお届けできるようにということで、本来でしたら当然ながら議会の方でご議決をいただくということにもなろうかと思っておりますけれども、そういった事情もございましたので、やむなく専決をさせていただいたところでございます。

それから、2点目の予算でございます。積算上は4,455万円の内訳ということでございます。1世帯当たり50枚のマスク、1箱でございますけれども、それを1万5,000世帯にお配りをするという、それから、単価につきましては54円という単価を設定しておりまして、消費税を掛けて4,455万円という予算を組ませていただいております。

なお、この単価につきましては、5月中に全世帯に配布するマスクを一括で調達すると。少しずつ調達をして順番に配るといった形になりますと、優先順位のこともございますので、一括で調達、納品が可能な業者ということで、市内の指名業者等にも確認をさせていただいたところ、2者ほど納入可能な業者がございました。そちらで納入可能な場合の納入単価といったものの聞き取りをしたところでございます。その中では、1者につきましては68円、もう1者が54円ということで、その当時のマスクの相場からいたしますとかなり高いなという印象がございました。そういったことから、ほかにもう少し安価な業者がないかというところでいろいろ手を尽くして検索をしたところ、40円で提供可能な業者が見つかったという

ことから、この3者の平均値であります54円といったところの単価で予算を計上したところ  
でございます。

それから、3つ目のマスクの調達につきましては、先ほどご説明をさせていただいたと  
おり、1世帯50枚を各世帯に配布するといった形での調達ということでございます。

以上でございます。

**下村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。再質問ということで、同じく3点、先ほどとの関係でご質問した  
と思います。

1つは、予算について専決したということなのですが、専決すれば当然議論が議会では  
できないわけでありまして、マスクを専決にしても配るということについてはどこか  
で検討されたのでしょうか。葛城市におきましては、葛城市新型コロナウイルス対策本部  
会議というのがずっと持たれておりました。その会議中等で対策として幾つかいろんなメ  
ニューがあったらと思うんですけども、その中の1つとしてこうしたマスクを早急に専決  
でもということで検討がなされたものなのかについてお伺いいたします。

それから、2つ目は見積りについてなんですけど、値段がいろいろ違うということですが、  
品質。つまり、マスクにはいろんな品質がございます。これは国の方でも問題になりました  
けれども、見積りの段階で値段が違うのは、いろいろだろうと思うんですけど、品質につ  
いての見積り等をされたのかどうか、この際、予算の中で。

それから、3点目でありますけれども、それぞれ3者とも入荷が可能だということであ  
ったんですけど、期日、早急にということでありますから、期日についてもそれなりにそれ  
ぞれの業者から見積りがあったのかどうか、この点についてお伺いいたします。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

まず、1点目でございます。どこで決定をしたのかというところでございます。議員ご  
案内のとおり、葛城市には当初、新型コロナウイルス感染症対策調整会議というものから、  
全国に緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、対策本部が設置されておるところで  
ございます。その対策本部の中で、提案として、各ご家庭にこれだけマスクが不足して  
いる中で、早急に調達ができるのであればそれを調達して、各ご家庭に配布したら  
どうかというような議論は当然ながらございました。その中でそういった方向性の  
施策を展開しようということになったところでございます。

それから、2つ目の品質についてのお問いでございます。当然ながら、見積り  
を取る際にはそのマスクの仕様みたいなものが当然必要なわけでござい  
ます。今回のマスクにつきましては、大きさ、それから構造、素材、それから  
微粒子の捕集効率といったものを一定の仕様の中に盛り込んでおるところ  
でございます。大きさは、通常の大人用のサイズと。それから、構造につ  
きましては不織布の3層、耳ひも付、ノーズフィッター付でございます。それ  
から、素材でございますけれども、ポリプロピレン、ポリエステル、ポリウ  
レタン等が使用されているものと。それから、微粒子捕集効率といたしまして、  
P F Eと言いますけれども、こちらの捕

集率が98%以上のもので、新品に限るというふうには仕様を定めておるところでございます。

それから、3点目の入荷期日でございますけれども、かなりの量になりますので1週間程度ではなかなか納品が難しいだろうということで、5月末までに納品をお願いするという形で発注仕様を作っておるところでございます。

以上です。

**下村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。新型コロナウイルス対策の本部会議でも議論されたということであります。品質については、仕様書でこういうふうに定めているところを求めたということで、3者ほど納入期日等も含めて確保できるということでありましたので、今回の提案になったということがよく分かりました。

私どもとしても、マスクが非常に手に入りにくいという点につきましては、当然お困りだということで、葛城市としてこうした施策を打つということについては当然反対するものではございません。予算化をした上でこういうふうな形で執行されるということはあることだとは思っております。

ただ、私が懸念しますのは、後ほど、これ、契約議決として既にマスクの購入業者等も決まって、契約案件として本臨時会では提案されておりますので、そこら辺で本当に安心・安全が担保されたものなのかということについては、これ、大変大事な問題だと思いますので、そのところで議論させていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

**下村議長** ほかに質疑はございませんか。

15番、西川弥三郎議員。

**西川議員** 今、谷原議員の関連でちょっと質疑をさせていただきたいんですが、この専決につきましては、議会として専決をどうぞどうぞと認めたわけではございませんが、正副委員長の臨時議会に対する日程等のときにそういう雰囲気は感じておりましたが、今、総務部長がおっしゃったようなことで、一刻も早く市民の皆さんに届けるのが第一やろうということで、今、専決処分そのものについて、やむを得んのかなというふうには思っておりますけれども、今、期日が5月末ということでございますけれども、実際、市民の手へ渡っていく方法と、いつぐらいに渡るやろうと、手元に。議会としてもそこが専決をされて、いやいや、だらだらだらと長くかかっているようでは、ああ、そうですかというわけにいきませんので、期日は今おっしゃったか分かりませんが、市民の手元にいつ頃に渡すのか。また、方法等についてスムーズに渡すのか、そこらのお答えを、この1点でございますので、お答えをいただきたい。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ただいまの西川議員のご質問でございます。いろいろとご配慮をいただいております。マスク自体が専決処分で購入をするというような形になるということから、できるだけ早くという意味合いで専決処分をさせていただいたところでございます。ただ、何

分1万5,000世帯分ということになりますと、契約議決が必要な案件になってまいります。そういったことから臨時会の招集をお願いして、その契約議決の議決をお願いするといった形になって、その議決があった後に正式に発注というような形になろうかと思えます。

一応の納期限といたしましては、先ほど5月末と申し上げましたが、正式には5月29日が納期限となっております。できるだけ早く、納期限内に早く納入していただくように業者の方にはお願いをしておるところでございます。

その配布方法でございますけれども、直接配送するとなりますと、国のマスクの関係の経費がかなり大きく見積もられたということもございますので、そういったことではなく、できるだけ区長会を通じまして、できるだけ早く市民の皆様にお届けしたいということから、区長会長をはじめ、区長会の役員の皆様方をお願いをしておるところでございます。そういった形で、通常の広報の配布とかといったルートを活用させていただきながら、できるだけ早くにお配りをしたいというふうに考えておるところでございます。5月の末になりますと6月号の広報の配布時期とほぼほぼ同じ時期になろうかというふうに思っておりますので、そういった形で、うまくいけば6月の1日には市民の皆様の手元に届けられるのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上です。

**下村議長** 西川議員。

**西川議員** 大体そういうことで分かりましたけれども、今コロナ対策室もできていますので、市民の皆さんに区長さんを通じて手渡していくということですが、「私とは届いてないで」と、「いや、私、こうや」と、そういうふうなことも出てくると思いますので、そこらの対処も考えておいていただきたいと。対策室でされるんかどうかわかりませんが、スムーズに届かんところも出てくるかもわかりませんので、そこらの対策の方もよろしくお願いをしておきたいと、このように思います。

**下村議長** ほかに質疑ございませんか。

12番、藤井本議員。

**藤井本議員** 私の方からも、同じ承認第5号、マスクの方の件について質問をさせていただきたいというふうに思います。

全国的なマスク不足、また葛城市民も非常に困っておられるという中で、この施策を立てられたことについて評価もさせていただきたいし、賛同し、賛成するものでございます。

ここで質問させていただきたいのは、先ほど総務部長からございましたように、市民が非常に困っておられる、そんな中で市民に安心を与えるためにというふうなこともございました。そういったところで、今後について、マスク50枚、1箱を今月末ぐらいに市民の方にお届けする、市民の皆さん方は喜ばはる、これはこれでよく理解をしているところでございますけれども、今の現状を見ていると、最近出口というような言葉がテレビのニュースでも出てくるようにはなりましたが、長丁場になる、長期間にわたるであろうというふうな見方もしなければならぬところがございます。

ここで聞きしたいのは、今回マスク不足の中でこういう支給をする、これが単発的なもの

ので考えておられるのか、いや、またこういうケースのときはそのときそのときに応じて対応していくというものであるのかをまずお聞きしておきたいと思います。

私なりの個人の意見で申し上げますと、確かに今、不足してんねんから、もらったら、市からもらった、ただでもらったと、こんなうれしいことはないし、市民の方も非常に喜ばはるやろうと思います。しかし、本当にそれが市民の方が今求めておられることやろうかと考えたときに、いやいや、もう末永く、ずっと安定したマスクが入るような仕組みというものを欲しいんじゃないかな。今、物が無い、並んだってないというところから脱却するには、お金を出しても、安定したマスクはもう供給されるんだと、こういうふうなことはいくと、例えば市民の業者さんに作っていただいて、葛城市民には安定的に供給もできますよと、これがもう一つの安心でもなからうかなというふうに思うんですが、この2点、いわゆるこれが単発的なものなのか、いやいや、今後も考えていくというふうにおっしゃるのか、また、今後の安心のために、買うだけでなく、製造もされておられる市内業者さんもございますので、性能の問題もあろうかと思いますが、その辺の今後の考え方、市民の安心という立場に立って、今、答弁を求めておきたいと考えます。

以上です。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問ありがとうございます。葛城市におきましては、マスクの配布というのはもう実は現実に今までから行っております。妊婦さんにつきましては、妊婦さん1人に対しまして、里帰り出産も含めまして、1人当たり15枚の配布を、アルコール洗浄ジェルとともにさせておるところでございますし、また、市内の医療機関もしくは福祉の事業所、保育所、学校現場などにつきましては、もう幾度となく100枚単位での配布をいたしているところでございます。

その中で、今回市民の皆様方にマスクの配布を本部会議の中でいろいろと検討させていただいたところ、こういう形になったわけなんですけれども、そのときの前提といたしまして、非常にやはり今回の新型コロナウイルスの感染症が長く時間がかかるということが、収束までかなりの時間を要するであろうという前提の下の準備の在り方でございます。ですので、非常にこの議論といいますか、準備の段階はもう4月の早い段階で、できるかできないかという検討に入ったわけなんですけれども、ようやくできるという結論に達しまして、議会の皆さん方にご相談を申し上げ、専決という処分もさせていただき、なおかつ、これからまたご議論いただきますけれども、契約等をさせていただきたいということでございます。

マスクの配布にいたしましては、やはり今、市内も含めましてドラッグストア等で朝から行列ができていう、その行為そのものが非常に私は問題であると感じております。感染症、当然見えないものとの戦いの中で恐怖を感じているわけなんですけれども、その中で不安の要素を少しでも取り除くことが行政としてのやはり役割であると私は考えておるところでございます。安全対策は万全をもってしておるんですけども、更にそれに加えて安心対策をするということが行政としての大きな役割であると考えているところでございます。

これ、今回補正予算等、専決させていただいたわけですので、次のステップのお話をさせ

ていただくというのは今の時点ではどうかと思いますが、あえて、ご質問をされましたのではっきりと申し上げたいと思います。葛城市におきましてマスクが不足することがないという状況を作っていきたいというのが私の本心でございます。もし、マスクを配布して、なおかつ不足がするというのであれば、また再度配布をするぐらいの覚悟で、市民の皆様方の安心・安全を守っていくという決意でございます。葛城市におきましては、マスクの購入ルートを複数確保させていただきました。市民の皆様方に安全・安心のためのマスクが不足するということが起こらないということを努めてまいりたいという覚悟でございます。

それともう一つ、ご質問の中で、市内業者さんがマスクの製造というお話がございます。市内の業者さんの中でも、布マスクを作っているところがございます。市外でも、先日布マスクを2,000枚ご寄附いただいた業者さんも実はおられます。その中で、私どもが配布を考えておりますのは、不織布の3層構造のマスクでございます。これからご議論とかご意見いただくことになるとは思いますけれども、不織布はある種、工業製品としての一定の規格を持った商品でございますので、そういう一定の規格の商品をお配りするというのが私は行政としての姿であるのではないのかなと思っております。その地域地域で安全のためにご協力をいただいております企業様、並びに地域でご尽力いただいております皆様方に感謝を申し上げまして答弁いたします。ありがとうございます。

**下村議長** 12番、藤井本議員。

**藤井本議員** 先月20日過ぎにここで行われた全員協議会の中で、コロナ対策に関する説明会の中で私は申し上げたんですけども、これに関しては理事者も議員も一緒になって、一体となって取り組まなアカンということをお願いしたところでございます。

今、市長から強い意志の下、お答えをいただきました。そういう言葉を私も待っていたところで、今回1回のみならず、今後不足したときにはまた、不足にはならないようにすると。不安を取り除く安心対策もやっていくんだと、こういうことを強く大きな声でおっしゃられたわけでございます。市長と久しぶりに意見も合致したところでございますので、これについては精いっぱいやっていただきますことをお願いして、質疑を終わらせていただきます。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

4番、奥本議員。

**奥本議員** 2点だけ確認させてください。今回、1世帯につき1箱50枚お配りされるということですけども、その検討過程の中でこの2点が出てきたかどうかだけ教えてくださいね。

まず1点目は、世帯につき1箱です。ということは、1世帯につき、家族は何人かいてはるわけです。少ないところもあれば多いところもある。となると、1人当たりの枚数に換算すると、やはりこれはちょっと公平じゃないという面が出てくると。ここについてどう検討されたか。これがまず1点。

それから、先ほど市長おっしゃったように、安全に加えて安心を担保するためにされるということですけども、マスクについて、今、市中で出回ってきております。並ばなくても買える状況になっております。値段は高いかもしれませんが。それでもまだ入手できない

マスクというのがあるんです。それは何かというと、子ども用マスク。これ、はっきり言って全く手に入りません。大人用マスクで代用できるんじゃないかっていう、思われるかもしれませんが、実際子どもの顔に大人のマスクをあてがったとしても、隙間ができて全然用をなさないんです。従来、ほんのわずかですけども手に入った子ども用マスクというの、今、全く手に入らないんですけども、そうしたら、お母さん方、どうされているかという、ほとんどもう手作りです。そうしないと、子ども用、あるいは顔の小さい女性なんかは、正直、大人用マスクを使えないという状況だと。だから、その辺のことも検討されたか。この2点だけお伺いしたいと思います。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ただいまの奥本議員の質問でございます。まず、検討過程で世帯に1箱というところで、不公平になるのではというような話がなかったのかというところでございます。確かに世帯、それぞれ形が違います。その中でも世帯分離をされているとか、一人世帯であるとか、その世帯世帯によりましていろいろな状況が考えられるわけでございます。それを1人当たりというように形にしますと、箱単位で配布できる方が衛生的と。個包装をされているようなマスクですと、小分けをしても衛生的には問題ないというところでございますけども、そういたしますと単価も上がってしまいますので、できるだけ経済的に調達できて、なおかつ迅速に配布をするということから、箱単位での配布を決定したところでございます。

そういったことで、議員ご指摘の1人当たり直しますと多少凸凹するような形にはなるかと思っておりますけども、そういった趣旨での調達ということでございますので、その辺りはご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の安心を担保するというところで、子ども用のマスクがなかなか入手できないということでございます。今現在は大人、特に高齢者の方、もしくは持病をお持ちの方が感染した場合に重篤化しやすいというリスクが報告をされているということから、成人用のマスクをまず調達させていただいておるところでございます。確かに子ども用マスク自体の調達が難しいというような状況は把握をしておるところでございますけども、なかなかそういった扱える業者さんですとか、実際の配布方法等について、これからまだ検討を加えていく必要があるのかなというふうには考えておるところでございます。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** もう部長の方からはほとんど答弁しておりますので、それほど付け加えることはないんですけども、配布方法にはいろんな議論をしたというのは事実でございます。その中で、どういう形が一番速やかに配布できるのかなというふうな、やはり考え方もあったという、思っております。

それと、子ども用のマスク、実は発注といいますか、探しております。当然のことながら、まず市民の皆さん方に1世帯当たり1箱ずつ配布させていただいた次にはという思いの中で、子ども用マスクも実は探しておりますけども、なかなかやはり見つかりません。業者の方にいろいろお話を聞きますと、製造工程にやはりいろんな問題といいますか、ある

そうでございます。一旦大人用のマスクの工程を使って作りますと、それをなかなか切り替えるということができない。それと、やはりまだまだ大人用のマスクが、まだ需要と供給のバランスが取れていない中で、そちらの方を優先されているというのが実情であるようでございますが、業者に、先ほど言いましたように複数の業者がございまして、そちらの方には子ども用マスクの購入をしたいという意思は伝えておりますので、その生産ができ次第、購入をし、来るべき学校が、臨時休業が幼稚園とも明けたときには配布をしたいという思いの中での検討は重ねておるところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 4番、奥本議員。

**奥本議員** ご答弁ありがとうございます。一応それぞれ検討いただいているということで安心しましたが、まず1つ目の、世帯につき1箱というところで、やはり家族の人数が多いところというのは、1箱じゃちょっと足らん、もたへんというところもあると思いますので、その辺り、次回もし配られるんやったら、何らかの形でその辺の不足分を補えるか何か、その辺の話をもた引き続きやっていただきたいと思います。

2点目の子ども用マスクについては、おっしゃるように、私もちょっと独自で調べましたけども、製造のラインを規格の変更のときに機械の設定を変えないといけないので、その切り替えたときの歩留りを上げるときまでに時間がかかると。それよりも今は生産数を上げるために大人用の規格でまず生産するという現状でした。とはいいいながら、やっぱり作っているところもあるんですね。聞こえてくるところによっては、ある自治体では子ども用マスクを先に手当てするということも聞いております。ですから、今調べられる範囲じゃないかもしれませんが、引き続きこの点についても調査をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

**下村議長** ほかに質疑。

1番、杉本議員。

**杉本議員** ちょっと簡単に。こんなときだからこそ、葛城市の皆さんで力を合わせてやっていこうという空気にもしていけないとも思いますので、ちょっと質問させていただきます。

マスクに関しては、ちょっと僕の実感ですけども、一昔前よりは手に入りやすいかなと僕は感じておまして、マスクの入手に関しても格差があると思うんです。ほんまにマスクが必要な方と、もうマスクいっぱいあるようちという方、あると思うんです。先ほど奥本議員がおっしゃったみたいに、格差をなくすためにも、皆さん、マスクをお持ちの方はもうほかに回してくださいみたいなアナウンスも必要やと、協力するためにそういうアナウンスも必要やと思うんですけども、アナウンスというか、そういう方に対してはどういうふうにお考えですかね。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの杉本議員の質問にお答えをさせていただきます。

一頃に比べますと、確かに店頭でマスクが並ぶ機会が多少なりとも増えているのかなというふうには感じておるところでございますけども、私が休みの間にいろいろ店舗を回らせて

いただいたところ、やっぱりまだまだ十分でないといえますか、マスク自体は売切れの表示をされている店舗が8割、9割ございました。あったといたしましても1枚当たり100円程度のマスクで、1家族2パックですので、10枚程度までというような状況でございます。

そういった中で、配布をさせていただいた結果、うちは充足しているよということでありましたら、当然ながら相互扶助をしていただくということで、不足している家庭に回していただくような空気ができればいいなというふうには感じておるところでございますけども、市の方からそういったアナウンスをするということ自体は、できるだけ強制というふうな捉え方もされないような工夫をしながら、どういったことができるのかということも今後検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑ありませんか。

増田議員。

**増田議員** 本市におかれましては早々に対策本部を設置していただいて、前回の4月22日の全員協議会のところでご報告をいただいているということでございます。

また、マスクにつきましても、専決処分をしてできるだけ早い時期に困っているマスク対策に取り組んでいただいたと、非常に敬意を表すところでございますけれども、この今、コロナ対策について、マスク不足は1つの問題であって、それ以外にも多くの課題といえますか、市としてやるべき、やっていただきたいという、そういう課題があると思うんですよね。ほかの市におかれましては、消毒液を配ったりそういうことも、複数の対策でコロナ対策に取り組んでおられると。恐らく対策会議等でその辺のところの議論もされておるといふふうに思うんですけれども、マスク配布以外にどのような今後対策をご検討いただいているのか。将来に向かって、これ、長期化をするであろうというふうに思うんですけれども、マスク配布以外の対策についてご検討されているところがあれば、表現できる範囲内でお聞かせを願いたいというふうに思います。

**下村議長** 市長。

**阿古市長** ちょっと議案の内容とは離れていくような気はするんですけども、対策本部、ほぼ5日に1回、実は開いております。その中で随時、ある種、予想も含めた中で対応を準備している、事前に準備しているというやり方を取っております。

その中で、非接触型の検温器ですとか、もうそれは購入できましたし、アルコール消毒液はもう当初から確保しておりまして、随時増やしておるところなんですけども、まだアルコールの消毒液がやはり不足しているという状況はございます。葛城市内におきましても、ある種、医療機関が、特に個人の医療機関でも不足しているというようなお話も出てきておりますので、そちらの方につきましては、もう5月の中旬頃には、もう葛城市はアルコールのルートを確保いたしましたので、できましたらまず医療機関を優先的に、マスク配布と同じような形を取りたいなという思いでいておるところでございます。

それが終わりましたら、これ、まだ今どうするかという検討中ですけども、個人の皆さん方へのアルコール消毒液、手指消毒液をどうするかというようなところに入っていきたい

など思っております。

間違いなく5月中には、先ほどのマスクと同じような考え方で、市内に心配は要らないというような状況を作りたいという準備をしておるところでございます。まだ正式な発表はできませんが、随時検討を重ねております。全員協議会の席でも申し上げましたように、プラズマクラスタータイプといますか、その空気清浄機ですとか、必要なものは随時検討していきたい。委員がご指摘いただきました次亜塩素酸水等も、やはりその考慮の中には入っておるわけですが、まずアルコールの方を、もう目の前に来ているところまで来ておりますので、それをいち早く市民の皆さん方に安心していただけるような形を取りたいという思いでございます。ちょっと議案とは離れますので、もうそのぐらいにさせといていただけたらと思います。

以上です。

**下村議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。これ、マスクの第2弾というふうなお話を聞かせていただいたので、もう少し幅広くいろんなところの対策を講じていただく必要があるのかなというふうに感じましたので、ご質問させていただきました。

また、企業さんの今後の経済活動についても非常に厳しい状況かなと思いますので、その辺のところもよろしくご支援いただけたらというふうに思いますので、お願いをしておきます。

以上でございます。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、今言いました日程第3、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第4、承認第2号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第5、承認第3号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、日程第5、承認第3号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第6、承認第4号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、日程第6、承認第4号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第7、承認第5号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** 条件付賛成の立場で討論に賛成いたします。

今回、これは専決処分という大変不正常的な在り方であり、確かに急ぐということであり、先ほどから議論がありますように、新型コロナ感染対策については経済の問題もございませぬ。感染症対策だけではなく、バランスよく目配りしながら対策を取っていく必要があります。限られた予算であります。税収も落ち込むことが今年度は予想されております。その限られた予算の中で、どのように、どこに必要なものを優先順位をつけてやるかという議論がなく、マスクのみ専決で先行することになりました。これはもうやむを得ないという判断で私はおりますけれども、先ほどありました、マスクが不足しない状況を作るという強い決意の下、再びこのようなことが起きないように、議会に補正予算として事前にきちっと審議できるように提案されることを求めまして、今回の専決については承認に賛成したいと思います。

以上です。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、日程第7、承認第5号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議第30号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第30号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受けて、国全体を対象とした緊急措置として対応を求められた中で、本市国民健康保険においても傷病手当金の支給を行うことができるよう、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、本市国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者が労務に服することができなくなった期間に、十分な報酬が受けられない場合において傷病手当金を給付するため、所要の改正を行うものでございます。公布の日から施行し、本年1月1日に遡及して適用するものでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** 条例改正について、1点質問したいと思います。

今回、葛城市国民健康保険条例において、新型コロナウイルスに感染された方で、国保加入者のうち、被用者ですから雇用されて働いている方について、休業した場合に休業手当が出るという、新たな制度的枠組みを作るということで条例改正となりました。

これは国の制度改正に伴って葛城市でも改正するわけですが、国会での議論の中で、国民健康保険というのは自営業者の方が多く入っておられます。その家族は専従者であります。そうすると、この方たちは被用者ではないわけですね。そうした、要は個人商店などで被用者として使われている方で国保に入っている方などは、当然この対象になるわけですが、国会の議論の中で、各地方自治体で弾力的にそういう方たちに対しても国保の財政が許す範囲で、こうしたことについての検討も可能だというふうなことが言われておるわけですが、私としては自営業者の方、実際個人としてやっておられる方がこの適用を受けないということは、ちょっと私としては不公平なところがあるんじゃないかと思うんです。社会保険に依ってこの休業補償が設定されるということなんですけれども、新型コロナウイルスに感染される方、そう多くはないと思います、今後。感染対策が進んで多くはないと思うんですが、財政的にもそう大きな負担にならないので、ぜひともこうした自営業者の方、及びその家族の方で専従者になっておられる方に対しても、感染した場合、休業補償が出る

ようにすべきだと考えますけれども、そうした検討はなされたのでしょうか。お伺いいたします。

**下村議長** 市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願ひいたします。谷原議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の傷病手当金の位置づけというか、趣旨としましては、国保制度及び後期高齢者医療制度は様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえて、傷病手当金につきましては、保険者が保険財政上、余裕がある場合などに自主的に条例規約を制定して行うことができることとされております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合、あるいは発熱等の症状があり、感染が疑われる場合を含んで、休みやすい環境を整備することが重要であると。そのため今般、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を促され、国が緊急的な特例的な措置として当該支給を要した費用について、国が財政支援を行うということであります。

こういうことから、緊急的、特例的な措置として、まずは国の財政支援の対象とするのはサラリーマンなど、給与収入のある被用者を対象とするが、これは既に被用者を対象に傷病手当金を支給対象としている健康保険制度と平仄、つじつまを合わせたものと考えておりました。国保関係者には様々な就業形態の被保険者が加入している中、被用者だけを支給対象とすることへの不公平感を指摘する意見も頂いておりますけれども、厚生労働省の考えとしては自営業者などには資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援のスキームがあるという指摘がございます。そういったことから今の判断とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** 今おっしゃったように、不公平感もあるわけですので、今後課題としてぜひ検討していただきたいと思ひます。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議第31号、財産の取得についてを議題といたします。

なお、本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第31号、財産の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、さきに承認第5号で説明させていただきましたとおり、マスク不足が深刻となっている現状を踏まえ、市内全世帯に1箱、50枚入りのマスクを配布し、市民の皆様が新型コロナウイルス感染症の感染予防をしていただくため、感染予防用マスク75万枚を取得しようとするものでございます。取得予定額は3,300万円で、随意契約により、アンファンス株式会社を取得の相手方とし、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、谷原議員。

**谷原議員** それでは、契約の議決に関連して質問させていただきます。2,000万円以上、高額な物品の購入ということで、契約議決ということになるわけでありすけれども、私は安心・安全が、この感染症対策でマスクを配布するわけですから、マスク自身が衛生面において安全でなければならないというふうに考えております。今、国の方で布マスク2枚配布しておりますけれども、国民の間で大きな不安とか批判が広がったわけでありす。したがって、そういうことが葛城市であってはならないと考えるので、この契約議決についてはちょっと細かい、立ち入った質問になると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、私はこの契約相手方が、何かあったときにちゃんと対応できるのかどうかということが私も大事だろうと思っております。これは現在の国の状況を見てもそういうことでありすので、そこでまず最初に、契約の相手方の会社について伺います。

葛城市に指名業者願を提出して、こうした指名業者名簿に登録されている、つまり、従来から葛城市と何らかの契約関係を結んでおられたり、あるいは入札等、指名競争入札ということでそういう願を出しておられる業者なのかどうか。資本金及び年間の売上げ等、会社の規模が分かりましたらぜひお聞かせください。

2つ目ですけれども、これが安心・安全ということに関わることなんですが、今日、私これ、マスクの箱を持ってまいりました。これは箱型で多数入っているものですね。こちらは7枚入りのものです。薬局でいずれも売られております。実は、マスクにつきましては衛生品でありますから、衛生品の品質を担保するために業界は大変努力されております。例えば、ここに全国マスク工業会という、こういうアイコンというか絵が描いてあるわけですね。こちらにも当然入っております。この全国マスク工業会というのを調べますと、実は衛生品、例えばばんそうこう、包帯、あるいはガーゼ、あるいは生理用品、ウェットティッシュ、紙

おむつ、こうした肌に触れるものについては、安全を担保する、衛生面を担保するという  
ことで、この工業会が幾つかの自主基準を作っております。その基準に応じてこういうふう  
に表示をしているわけなんですね。性質の品質についても表示していますし、自主基準も公開  
しております。

そこでお伺いしますけれども、この契約相手方の会社、全国マスク工業会、これは一般社  
団法人日本衛生材料工業連合会の傘下の下にある団体でありますけれども、この加入業者な  
のかどうかということについてお伺いします。

3点目でありますけれども、契約に当たって商品見本、これをちゃんと業者から提出をさ  
れておるのでしょうか。この3点についてお伺いします。

**下村議長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせてい  
たきます。

まず、今、契約相手方の会社の資本金等でございますが、こちらにつきましては、資本金  
は100万円となっております、あと、会社の実績でございますが、1期ごとで、直近で言います  
と2019年の1年間で3億8,000万円の実績でございます。今年度、2020年度の目標として5  
億円の目標とされているところでございます。

あと、品質保証につきましてでございますが、こちらにつきましては全国マスク工業会へ  
の加入の確認はしておりませんが、本納品業者から提出いただいている試験報告の中では、  
一般財団法人カケンテストセンターの結果で、微粒子の捕集率が5回の試験結果の平均で98.  
8%で、微粒子0.1マイクロメートルの微粒子の捕集検査の結果が98.8%の平均を得ているも  
ので、品質の確保をさせていただいているところでございます。

なお、商品につきましては既にいただいている見本製品で確認をさせていただいていると  
ころでございます。

以上でございます。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** 相手方の会社についてはよく分かりました。

なぜこの会社は、契約書を見ますと随意契約で、見積りは1者となつとるわけですね、契  
約が。つまり、なぜこの会社が契約の相手になったんでしょうか。これまで例えば納品の事  
実があったとか、他社でも先ほど3者ほど見積りを取ったとかいうふうにありましたけれど  
も、なぜこの会社が、これ、1者しか見積りを取ってないわけですね。なぜその対象にな  
ったのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、2番目ですけれども、購入する予定のマスクの原産国及び製造元はどこでし  
ょうか。多分販売がこの会社だろうと思うんですね。だけど、その製造元はどこになっている  
のか。見本を既に頂いているということでもありますから、多分それは記載されているものだ  
らうと思います。全国マスク工業会ではこれを明記することになっています。つまり、製造  
と販売が違う場合は別々に明記、一緒の場合はその会社を明記するということになってい  
るわけですが、これについて原産国及び製造元、会社はどこなのかということについ

てお伺いします。

それから、3点目ですけれども、今、見本商品を手にとっておられるので、それで多分確かめていただけたらと思うんですけれども、不良品が出たときに問合せ先、これも全国マスク協会、薬局で売られているものは全て問合せもきちんと書くこととなっているんですね、製造元及び販売元の電話番号も含めて、お客様センターも含めてそういう扱いに。これはPL法というものがあります。だから、それを契機にそういう形で日本のマスク業界、そういう統一自主基準を設けているんですが、見本を持つとられるということですので、そういうものはあるのかどうかお聞きします。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ただいまのご質問の1点目につきまして、私の方からご説明をさせていただきたいと思えます。まず最初、一般会計の予算の専決処分のところでお話しをさせていただいておったところでございます。まず、予算見積りの際に3者の見積りを取らせていただいております。その中で、市内の業者、もしくは、市外でありながら指名願を出されている業者、この2者でまず見積りを取っております。当然ながら、先ほど申し上げましたように、納期なり、一時に納入していただく数量、こういったもの、それからマスクの製品基準といったものを前提に見積りを取っておるところでございます。

そういった中で、やっぱり市場価格に比べて高いということもございましたので、いろいろなチャンネルを通じまして、できる限り、急いで同じ随意契約するにしても、やはり少しでも安い業者がないのかというところで、いろいろ検索をしたところでございます。たまたま市内の業者さんで、一定量、数にいたしますと1万5,000世帯分でございますけれども、それが1か月弱程度で調達できると。しかも、一定の基準をクリアしている、また、単価的にもほかの市内の指名業者よりも随分安いということから、この業者に1者で随意契約をさせていただいたところでございます。

あとの原産国ですとか不良品時の問合せ等につきましては、生活安全課長の方から答弁を差し上げます。

**下村議長** 竹本生活安全課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの谷原議員の2点目以降の質問でございますが、まずこちらの会社の製品につきましては、原産国は中国となっております。

製造元については、今表記はされておきませんので、そこは確認はできておりません。

あと、問合せ先につきましては、販売元であります今回の業者の問合せ先等が入っているところでございます。

表記には、made in Chinaとなっております。

以上でございます。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** これで言いつ放しにはなろうかと思うんですけれども、1つは随意契約の経過ですね。私、

これを今聞いていて、ちょっと首をかしげました。普通は予算が決まって、見積りを出しますよ。しかし、予算を立てる金額、予算は幾らか市中価格も見て立てなけりゃいけないから、仮の見積りを取りますわね。その中で2者取って、更にということで1者取って、そこに結局お願いするということだと、もう予算を専決する以前の見積りですか、それで1者として決めていっていると。私は、本来はやっぱり専決を取った後、公募するなり、広く取るべきじゃなかったかなと思います、改めて取るなり。ちょっと私はこの点については納得いくものではありません。

それから、2つ目ですけれども、やはり製造元の問題ですよ。今、ネットでは中国製のマスクについては非常に不潔な中で作られているとか、いろんなことが流れているわけです。安倍総理が4月1日に布マスクの件を言って、配布し始めたときに、真っ先に声が上がったのは、品質の保証となるものがちゃんとないと。皆さん、分かっているわけですよ、この品質表示がどういうことか、PL法の下で。それが全く入ってないというのが最初の話題でした。その中でああいう問題が起きてきたわけですから。

だから、私、今回の件で、やはり行政が責任を持って市民の皆さんに、肌につけて、そこで呼吸する商品ですから、私は数を減らしても、国産品は高くつくかも分からない。数を減らしても、50枚じゃなくても30枚でもちゃんとしたものを提供すべきではなかったかなと思います。

つまり、行政の在り方ですけれども、緊急やから急げということでは、私はあってはならないなと。特に布マスクの問題が大きな問題になったわけですから、この点について私はちょっといかなものかなというふうに思います。私はこういう点についてちょっと疑問があるということをおし上げときます。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

2番、梨本議員。

**梨本議員** よろしくお願ひいたします。先ほどの谷原議員の質問にも関連するかもしれませんが、本当に国が配布する布製マスクも品質に問題が発生して、配布が遅れていると。こういうことで、国民は本当に不安と不満を感じているというふうに聞いております。国が発注したマスク調達業者との緊急随意契約は、無謀な全戸配布がブローカー調達に走らせた、このような批判もあるわけです。マスクにつきましては、品薄状態に便乗して粗悪品が流通しているということも聞いております。今回、葛城市が配布するマスクにも不良品が混じっていないか、この点について非常に心配しておるわけでございます。

私が品質に不安を持っているというのは理由がございます。実は、1か月ほど前、マスク不足が今よりも深刻さを増している頃、市内でマスクを購入いたしました。50枚入り3,300円の商品でございました。店頭販売している販売員さんからは、返品できませんよということをおし添えられて購入したわけでございますが、日頃より購入しているドラッグストアであるとかコンビニではないお店で、初めての購入でございました。私が購入したときには行列ができており、飛ぶように売れておりました。

購入当初は、品不足のマスクが手に入ったことで非常に喜んだわけなんですけれども、使用するに当たり、非常に不満と不快感を覚えるようになってまいりました。理由は、口頭で説明するだけでなく、ちょっと現物を見ていただきたいと思います。まず、50枚入りのマスクの中の1枚が、このようにもう線が切れていると。それから、これはもう穴が空いたりとか破れが生じているものがございます。そして、これに関しましては耳の部分が非常にいびつな場所につけられているといいますか、これでは耳にかけたときに本当に耳が痛くなってしまう。かつ、ノーズワイヤーと言います、このワイヤーが入っていない、そういう製品がございました。これに至っては、片方のゴムがついていません。私が購入した50枚のうち、少なくとも素人目に見てもこれは使えないというものが5、6枚混入していたんです。

本当に仮定の話で恐縮なんですけれども、もしこのような品質の製品を葛城市が購入して市民に配布したとしたら、今回国が配布したマスクと同じく、非常に市民の方に不安と不満を与える可能性があるのではないかなど、このように心配しております。今回の仮契約書では第6条に検査及び引渡し項目がございしますが、この6条では、「発注者は、前条の納入があった日から起算して10日以内に検査を行うものとする。」、このような条文がございします。

そこで質問させていただきます。そもそもこの契約第6条にございします10日以内の検査、これはどういうものを想定されているのか。どういうことをされるのかということをお伺いしてください。

**下村議長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。

納品につきましては、今のところ一括納品と予定しておりますが、納品時には、大量のマスクでございますが、抜取りの中で何製品か抜取りで検査をさせていただき、不良品のないのを確認させていただく中で納品確認をさせていただき、数量等も併せて確認する予定で、その後、速やかに検査終了ということで、配布の方に進みたいと思っております。

以上でございます。

**下村議長** 梨本洪瑛議員。

**梨本議員** 今、課長の方から抜取り検査を実施されるというところで、その中で安全・安心を確認していただけるということでございます。

今回、仮契約なんですけれども、不良品については第6条第2項で検査の結果についての条項があるんですね。これは発注者である葛城市が不良品を確認した場合、この場合はしっかりと条文に規定があり、その際は費用等を先方に、受注者の方に対応していただけるということであるわけなんですけれども、ではこれが、抜取り検査で確認できなかった場合の条文がこの中に入らないんですよ。仮に市民さんへの配布後に不良品の混入が発覚した場合、私自身も、これはもう本当にいい商品だ、買えてよかったなと喜んで購入した結果、これは1枚ずつ使うものですから、初めに全部を確認するわけではないんですよ。そうすると、使うごとに、「あれ、ちょっとこれ、ゴムきついな」「あれ、これ、ちょっと破れてるな」「これ、おかしいな」というところで、50枚全部見たところ、こういうものが出てきたということでございますので、そういった不良品の混入が市民さんの手によって発覚し、苦情が入った場

合、どの部署でどういう対応をする予定なのか。納品した受注業者に対しては、その際、この契約には記載されていませんが、どういう対応を取られるのかということをお教えいただけますでしょうか。

**下村議長** 竹本生活安全課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの部分につきましては、契約書の第9条で瑕疵担保という条項がございます、そちらにつきましては、受注者が納品後に物品に瑕疵があると、今の状態で、検査で確認できず、間違っただけという部分については、確認でき次第、市の方、責任を持って業者の方に瑕疵の補償をいただき、改めて納品の差し替えをいただくということを予定しております。

**下村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 今回の答弁で、9条の瑕疵担保ということでしたが、これ、瑕疵担保で間違いありません。

では、これ、最後に3回目になりますので、たまたま私が購入したマスクが粗悪品だったのかもしれませんが。たまたま私がつかんだものにこういったものが混入していたのかもしれませんが。しかし、コロナ禍に乗じて、便乗して悪質な取引があるということも社会では本当に言われておるわけでございます。今回の件、品質には万全を期していただきたい、このことを強く要望させていただきまして、私の質問とさせていただきます。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

4番、奥本議員。

**奥本議員** ちょうど私も聞こうと思っていましたけども、御存じのように国の方でやっぱりマスクの不良品が出ております。ちょっと調べたところ、5月1日現在の状況はどうかというと、国の発送した47万枚のうち、発送済みの47万枚のうちで4万6,934枚の異物混入、黄ばみ、カビ、汚れ等の不良品が見つかった。つまり、1割に相当する分が出ています。やはりその辺、これから配る市民の方も非常に敏感になられると思いますので、まず私の方からお伺いしたいのが、私、長らく製造現場に携わってきた者として、一般の方よりも品質の管理の重要性というのを認識しておりますので、その辺りについて確認をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、先ほど梨本議員の方からもありましたように、検品なんですけども、検品というのはどの段階で誰がするのかというところがちょっとさっきのご答弁でなかったもので、それについてお伺いしたいんですけども、その検品する際、これ、一般企業で製造業の場合の検品というのはどういうものかというところ、先ほど梨本議員が示されたように、ひもがないとか、こういう誰が見ても明らかなやつは、これはもう検品とは言わないです。白と黒という、そういうはっきりしたものを見分けるという簡単なものじゃなくて、本来の製造現場の検品というのは何かというと、A格品、要するに1等品と言われてはいますが、A格品に満たないけども、B格品としてはねるべきか。B格品、要するに2等品です。はねるかどうかという、この辺までの基準だったら大丈夫というのを検査工程で確認して、その会社独自の基準によって、あるいは業界が決める基準によって選別するわけです。

ということは、検品作業というのは、これ、非常に重要で、商品のどこまで、要するに市場に出せるか。仮にA社の方で、うちはここまで大丈夫です、B社の方はまた別の基準で、ここまで大丈夫、ところが実際に店頭に並んだら、非常に品質にばらつきがあるんですよ。これが問題になるわけですよ。それを防止するために、あるいは、そこでもし何らかの、消費者に対して損害が被らないことを防止するために、国では、先ほど谷原議員もおっしゃったように、PL法、製造物責任法ということで、メーカーに対して製造時の商品に対する責務を負わせているわけです。それではやっぱり不足するというので、さっきも話がありましたように、いろんな問屋さんとか業界団体が基準を決めているわけです。

つまり、それほどまでに検品の基準というのは非常に素人では難しいところなんです。それが果たして市の中の、誰がされるか分かりませんが、それができるのかどうか、その辺り、どうお考えになっているかというのをお聞きしたいと思います。まずそこだけお願いします。

**下村議長** 竹本生活安全課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの検査でございますが、先ほど梨本議員のときにお答えしました、検査につきましては、基本的に納品時の検査につきましては、職員の方で抜取りの検査ということでご答弁させていただきました。製造過程での検査については、改めてその納入業者と確認し、正確な工程上の精度確認の、検品の確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**下村議長** 4番、奥本議員。

**奥本議員** 職員さんの方でされるということでしたので、先ほどちょっと申しましたように、そうしたらマスクに対する基準、ある程度誰が見ても判断が同じようになるようにだけ、検品の基準というのを徹底だけさせていただきたいとお聞きしておきます。

あともう1点だけお聞きしたいのが、これも品質に関することなんですけども、先ほど言ったように、谷原議員もおっしゃったように、業界団体のいろんな基準があって、それを要するにお墨つきを与えていて、消費者が損害を被らへんようにするところがあるんですけども、それはそれとして、私、前回に、4月22日の議会全員協議会において市長から、N95という規格に対応していますよという答弁をいただきました。確認しております。このN95という規格なんですけど、これも実は業界の選定基準です。これは米国国立労働安全衛生研究所、NIOSHというところが定めている規格なんです。それをうたうということは、その認証のマークがそこないと駄目なんです。それが果たして本当にあるのかどうか。この点だけお聞きしたいと思います。

**下村議長** 竹本生活安全課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの奥本議員のご質問ですが、先日の全員協議会の市長のご答弁でございましたN95の規格についてでございますが、こちらについてはN95の規格があるということではなく、さきにもご答弁させていただきましたように、納入業者の方から試験結果を頂いております。

一般財団法人カケンテストセンターの検査結果でございますが、まずN95の規格につきましては、試験粒子はフィルターで最も捕集しづらい、つまりフィルターを通過しやすいサイズの粒子状物質で空力学的質量径でおおよそ0.3マイクロメートルの粒子であり、この粒子径が95%以上捕集できなければならないとされております。今回の納品業者からの提出いただいております一般財団法人カケンテストセンターの試験結果では、粒子径0.1マイクロメートルの微粒子捕集率が、5回の試験結果の平均値で98.8%以上と報告されておりますので、98%以上があるということの確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 4番、奥本議員。

**奥本議員** もうこれで言い放しになるかもしれませんが、ということは、今のお話でいったらN95の正式な認証を受けているんじゃないなくて、カケンのデータによってそれを判断したということですね。そうなってくると前回頂いた答弁と事実が異なってきますので、その辺り、ちょっとはつきり今、したんですけども、カケンのデータなんですけど、これ、さっきも言ったように、製造企業においてはこれは取るのは当たり前なんです。それはあくまでもサンプルの抜き取り検査の結果であって、以後、継続してその商品が安定的にできているかということと業界団体が保証するわけなんです。ですから、本当に重要視すべきはカケンデータよりも、何らかの業界団体か何かのお墨つきがあるかどうかなんですよね。

その辺り、一応製造の責任、現場として携わった者として申し上げましたけども、今回導入されるマスク、その辺り、問題ないようにだけお願いしておきたいと思います。くれぐれも国のような、二の舞にだけはならんようにだけしてくださいね。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はございませんか。

3番、吉村議員。

**吉村始議員** じゃ、1点だけ確認をいたします。先ほど谷原議員の方から随意契約の理由について質問がありまして、3者に見積りを取った中では安かったんだというような経緯を理事者側の方から答弁いただいたわけですけども、地方自治法上のことでちょっとお伺いいたします。

地方自治法、随意契約をしようとするれば、地方自治法施行令第167条の2第1項にいろいろ条項が上がっているかと思うんですけども、これのいずれに該当するものでしょうか。

**下村議長** 竹本生活安全課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの吉村始議員のご質問でございますが、今回の随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」ということの、この条項を適用させていただいたものでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村議員。

**吉村始議員** ありがとうございます。私もちょっと地方自治法を見ていまして、恐らく、緊急の必要により競争入札をすることができないときというのが第5号ですね。それから、第7号に今

おっしゃった、時価よりも著しく有利な価格で契約締結できる見込みがある場合、このいずれかかなと思っていたんですけれども、有利な価格でというふうなことであります。

実は私、今、在庫速報とかいうふうなことで、ネットとかでマスク、今どれぐらいの価格かなという、時々チェックをしております、今あるサイト、昨日の時点で見ておりましたら、実勢価格というか、安いところ、これはネットで買えばの話なんですけれども、1枚当たり31円というふうなことで、今回購入されるよりは安く買えるようになっております。ただ、先ほど吉村部長も答弁されたように、品質がこれで確保できているのか、ネットとまたそれとは違うというような問題もあろうかと思いますが、あと、この、「時価よりも著しく有利な」というふうなことを挙げられておりますけれども、これが決定されたのは、契約されたのはもう今から2週間前の日付になっておりますので、その時点で判断をされたんだらうと思っておりますけれども、これがやはり合理的にそういうふうな、当時としてはやっぱりどんどんどんどん状況も変わってまいりますので、この、「時価よりも著しく有利な価格」ということについては今のような認識でいいのか、もう一度行政の方の認識を確認させていただきます。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ただいまの吉村議員の質問にお答えをさせていただく前に、先ほどの竹本課長からの答弁でございました、地方自治法施行令のどの条文に該当するんだというところでございます。主には第7号というところでございますけれども、該当条文が1つというわけでもございませんで、第5号及び第7号を適用して随意契約をしたというところで、補足をまずさせていただきます。

先ほど、予算の段階で3者の見積りを取っておりますという発言をさせていただいております。実際に随意契約をするときに、先ほど谷原議員から、当然ながら一般公募をするなりしないと駄目じゃないのかというお問い合わせもございました。本来ですとそういった手続を取って、時間がかかりますが、そういう手続を取るのが本来ではございますけれども、ここで言います緊急の必要性というところと、あと、予算を専決までしてできるだけ早期に市民の皆様にはマスクを配布するといった緊急性がまず要件に上がろうかというふうに思っております。

その当時の実勢価格がどうだったのかというところでございますけれども、今、手元に資料はございませんが、市内の指名願提出業者にいろいろ話を聞いておりましたところ、当初は国がマスクを一定程度買い上げているということで、自由に取引ができないんだという話も聞いております。そういった中で、これがいいのか悪いのかは別でございまして、価格水準を1枚当たり80円というような設定をされているんだと。それ以上安くなかなか入手できないし、販売もしにくいんだというふうな内情も聞いておったところでございます。

そういう状況からいたしますと、今回購入をいたします業者が出しております見積りといったものにつきましては、先ほども申し上げたとおり、一定の基準を満たしております、その全数量を5月末までに納品できるという確約をされておりますので、その業者というふうな決定をしたところでございます。

なお、その当時の実勢価格につきましては、多分、恐らくの話をするのもいけないのでございますけども、1枚当たり60円とか65円程度であったかなというふうに記憶をしておるところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村始議員。

**吉村始議員** ご説明いただきました。数を確保しなきゃいかんという、そういうふうな要件もありましたし、それからあと、マスクの値段というのは本当に状況というのは日に日に変わってまいりますので、ちょうどこの判断をされたというのはもう2週間よりも前の話ですので、その事情を伺いました。理解いたしました。

**下村議長** ほかに質疑は。

川村議員。

**川村議員** 1点だけ確認をさせてください。先ほど来、竹本課長の手元にマスクの箱が、手元に持ってこられて、いろいろとその製造工程、また内容について答弁をいただきましたけれども、そのマスクを我々は市民全体に配布しなければならない状況の中で、議決をしなければいけないわけでございます。

議長の方に求めたいんですが、そのマスクのサンプルをぜひ、今そこにあるのであれば、私たちには見せていただきたいと思います。

それと、この会社、アンファンス株式会社、ここはたしか葛城市にご寄附を何枚か頂いたというふうに、市長のフェイスブック等でもご披露をされていたということを記憶しております。そのマスクをここ、これまでに葛城市にいろんな機関に配布をなさって、それが粗悪品であったかどうかとかいうような検証はもうできているのではないのかなと思います。今このご時世の中で、中国製が必ず粗悪品であるのかどうかという判断は、なかなか我々にとっても判断しにくい部分でございますが、緊急時にこういった形で配布するという内容の中で、我々はこの判断をしていかなければならないわけでございます。

梨本議員が先ほどいろいろと不良品についてもご指摘をいただいたわけでございますが、私としては過去に何枚かのご寄附のあった中で粗悪品等でクレームがあったかどうかというところについて確認をさせてください。

**下村議長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの川村議員のご質問でございますが、まず、寄附に関しましては1万枚、4月10日と4月22日、2回に分けてご寄附を頂いているところでございます。

先ほど市長の答弁にありました、各事前の配布につきましては、備蓄マスクであったり今回のご寄附、別途また購入、手配したものを踏まえて、先ほどご説明ありました妊婦さんへの配布であったり、市内の医療機関、施設等への配布も順次させていただいている中で、配布した中での不良品等の苦情等は頂いてないところでございます。

サンプルについては、お手元にありますので……。

**下村議長** 後ほど休憩の後で配付してもらおうということで。竹本課長、それでよろしいですね。

竹本生活安全課長 はい。

下村議長 ほかに質疑は。

岡本議員。

岡本議員 それでは質問させていただきます。今、先ほどからいろいろ質問されております。マスクにつきましてはいわゆる大事なことでありますので、私は反対をするという考えは持っておりません。ただ、事務的に聞いていきたいというふうに思います。

今回の物品売買の事務的なことですが、購入の伺い、いわゆる起案が4月22日にされておると。1日で施行までされてる。それから、購入伺、4月23日に起案されて、1日で決裁されてるというふうなことですね。非常にスピード感を持ってされてるということですが、聞きたいのは生活安全課、主事が起案されて、課長補佐、課長、部長、副市長、市長と決裁、押してあるわけやけども、例えばこの中で業者選定委員会というんか、こういうようなものがあると思うんですが、ここに諮られたのかと。

あるいはまた、管財課の合議が押されていないと。これがどういう形で通されたのかと。やっぱり事務的に契約、入札ということになれば、管財課がその所管であるのではないかなということ、私、思うんですね。ところが、管財課の合議も何もないと。随意契約というのが各担当課で責任を持ってやるということになってるのか、あるいは随意契約であろうが、やはり管財課の指示といいますのか、管財課の意見を聞きながらそういう事務をやっていくというふうになってるのではないんかなと。なぜその合議がないのかということをお聞きしていきたいというふうに思っております。

また、随意契約、部長の方からいろいろと説明をしていただきました。第167条の2の第1項第7号、いわゆる有利な価格と、なかなかこの答弁、難しいというふうに思います。緊急な場合については第5号の該当になってくるし、いわゆる大きな災害で人命に関わるというようなときについては、これは委員会や云々やなしに、市長の権限で即刻随意契約でもやっていく、あるいは契約なしに発注していく、これはあり得ることやと思いますけども、通常の事務の在り方としてこれが正しいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

その次に、物品売買契約書の中で、第9条、瑕疵担保に入ってる。先ほどの竹本課長の答弁も、第9条の瑕疵担保で補償されますよということでおっしゃいました。この第9条、契約書というのはどの法律に基づいて契約書を作っていくのか。私は民法が主体であるというふうに思ってます。担当課の方では把握されてると思いますけども、民法が改正をされております。2017年、平成29年の5月26日に民法が改正をされております。2020年、今年、令和2年の4月に施行されておる。これは何かというと、民法、いわゆる債権法、この改正で売買等における契約で売主の瑕疵担保責任の規定が大幅に見直された。そういうことから、瑕疵という文言は使われておりません。今の民法の改正後は、不適合、この言葉に変わっておる。ところが、今の物品契約書、いまだに瑕疵担保とはっきり書かれておる。この契約が本当に生きるんかということをお聞きしたいというふうに思います。

最後、もう1点、契約免除の理由についてお聞かせをいただきたい。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

3点ございまして、3点目、もう一度お聞かせいただきたいんですけども、契約免除とおっしゃいましたが、契約免除というのはどういったものでございましょうか。

下村議長 岡本議員。

岡本議員 保証金。すいません、間違えました。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

まず、1点目でございます。随意契約時の事務手続についてということでございます。議員ご紹介のとおり、災害時等につきましては、当然ながら緊急を要するというので、いきなり随意契約ということもございます。ただ、通常時につきましては、当然ながら決裁権者の決裁をもって随意契約については執行するという形になってございます。当初、いろいろな購入については検討、業者選定委員会も含めて事前に検討をお願いしておったところでございますけども、何分、指名願を出している市内業者もあることから、そういったところで多少高くても契約するのが本来ではないかといった議論ですとか、もしくは、一般競争入札でできるだけ安い業者を公募するのが妥当ではないかといったご意見もいろいろ頂いておたわけでございますけども、何分この趣旨からいたしますとできるだけ早期に調達をし、なおかつ契約議決をいただいた上で、できるだけ速やかに住民の皆様に配布するといったことから、市長の権限に基づきまして随意契約をされたということでございます。

通常業務とは少し離れる形にはなりますけども、今回の新型コロナウイルス感染症自体が政府が今まで出したことのない緊急事態宣言を出されてまで対応されるということでございますので、ある意味、災害といった位置づけができるのではないかということから、5号と7号で随意契約をしたものでございます。

それから、第9条の瑕疵担保責任というところで議員の方からご指摘をいただいております。先ほども生活安全課長が瑕疵担保責任というふうな表現をさせていただいておたところでございます。議員ご照会のとおり、民法の改正によりまして、本年4月から瑕疵というような言葉が法律上なくなってございます。ですので、こちらは正しい、契約不適合だったかな、正しい表現に改めた上で再度仮契約を締結した上で、本契約に持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、民法上の契約でございますので、当然ながら上位法であります民法が変わっておりますので、この契約自身も本来ですと読み替えられるのかなというふうには思うところがございますけども、万全を期すという意味で差し替えをさせていただこうかなというふうにご考えておるところでございます。

それから、3点目、保証金免除というところでございます。こちらにつきましては、一応随意契約の相手方としてアンファンス株式会社を選定したわけでございますけども、その際に通常の指名願に必要な書類の提出を求めています。そういったことで、市内の業者であり、会社の法人登記、それから事業概要、それから代表者の方の国税、県税、市税の納税証明等、いろいろな添付書類をつけていただいております、取引実績といえますか、寄附を頂いた

という実績もございますので、そういったところから保証金を免除したというところでございます。

それから、余談にはなりますけれども、当然市が契約をいたしますので、前々からいろいろご指摘をいただいております葛城市暴力団排除条例、それから葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱、こういったものにのっとりまして高田警察署等に意見聴取を行い、該当しないという回答を得ていることを申し添えさせていただいて、答弁とさせていただきます。

**下村議長** 10番、岡本議員。

**岡本議員** 随意契約について、今回は緊急やという形で説明願ったというふうに思います。

しかし、事務をする職員からして、何ぼ特例であってもやはりきちっと関係課というんか、そういうふうなところの合議をもらう、そうしないと管財課というのは何の仕事をしとんや。先ほど言いましたように、契約、入札、これが私は大きな仕事やと思っております。そんな中で、例えば口頭にしろ、管財課にそういう話をしてあったのか、いやいや、もう全然してませんねんというふうになるのかと、その辺をもう一度聞かせていただきたいというふうに思います。

瑕疵担保、これは部長の方から差し替えるという話であったわけですけども、この分についてはこの物品契約だけやなしに、いわゆる土木の請負契約、あるいはほかの契約全てに瑕疵担保要件が入っておるということやから、4月に法改正が施行になったということが分かるとしたら、契約書も既に全部やり替えてあるんかどうかいということが大きな問題になってくるというふうに思います。

それと、今言われたように、今これを差し替えるということになってきたら、今、議決要件で、これ、契約書が上がってきてる。ですから、それを議決するまでに差し替えをされるんかどうかいことですね。それをもう一度お聞かせをいただきたい。

それと、免除の関係については、いろいろ調べた、寄附もされてるということやから、いわゆる免除要件に該当するということをお聞かせしてもらいましたので、それはそんでええと思っておりますけれども、最初のもう2点、管財課の、口頭にしろ、管財課にしてあったのか、あるいはまた、この瑕疵の契約書、今、議決までに差し替えされるのか、それをもう一度お聞きしたいと思っております。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、管財課にこういった話が行っているのかということでございます。当然ながら、契約に関する事務といったことで、管財課が主管課となっておるところでございますけれども、基本的には入札案件を主に扱っておる部署でございますので、随意契約についてはその基本的な考え方ですとか方向性について意見を聞いているというところでございます。こういった緊急事態という状況でもございますので、合議までは押されてはないわけでございますけれども、一応話はさせていただいておりますのでございます。

それから、2点目の工事ですとか委託等の契約についてでございます。こちらは県の方から、国から順次送られてくるわけでございますけれども、建設工事の請負契約に係る標準約款が送られてきておるところでございます。こちらを今、担当課の方で精査をしつつ、標準的

な葛城市の約款の作成をいたしておるところでございまして、できるだけ早期に改正された民法部分も含めて、新しい様式に改めるつもりでございます。

それから、3点目の、瑕疵担保責任に修正をした仮契約書、資料として今回お示しをしておる仮契約書でございまして、これを議決までに差し替えるのかというところでございますけれども、上位法であります民法が既に改正され、4月1日から施行されているということから、法的には読替えが可能というふうに判断をしておりますので、念のためにと先ほど申し上げたとおり、ご議決をいただいて実際の正式契約をするまでに、当然ながら差し替えをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**下村議長** 10番、岡本議員。

**岡本議員** 3回目は言いつ放しというのになりますので、今、部長おっしゃってることは、私も理解をしてるわけですが、やはり緊急事態であろうが、事務的には管財課の合議をもらわんといかん。今おっしゃったように、管財課、随意契約やなしに入札の方についてはという話があるけども、やはり管財課の方でいろんなチェックをしていくということをししないと、各課で随意契約をやっていきますよということになってきたら、葛城市の契約関係の統率が取れない。何のために管財課かということが私は思いますので、やはりきちっと担当部署とも話をしてやっていく姿勢が一番大事やというふうに思いますので、それをきちっともう一度やってもらいたいというふうに思います。

今、瑕疵担保、この分については、部長の方から民法で読替えできるというふうな話もされましたので、あまり私は強くそれを否定するということはありませんけども、やはり職員として、私はそんな偉そうに言うのではないですけども、職員は法に基づいて仕事をしてる。ですから、担当課が気づかなかつても、例えば管財課なら管財課が、そういう改正があるとなったらやはり1つの市の中でお互いに教え合いするというんか、そういうふうなことも一番大事やというふうに私は思います。

いつも嫌われることばかり私、言うてますので、職員から嫌われてると思いますけども、やはり大事なことは大事やということをしちっと肝に銘じて仕事をする。何も総務部長だけに言うてんの、何でもない。ほかも同じことや。やっぱり法律改正されたんやったらされたように、やっぱり議会に議決を出すということになってきたらきちっとしたものを出してくる、これは私は職員の務めやというふうに思いますので、やっぱり今後こういうふうなことはないようには気をつけてもらいたいということだけを申し添えときます。

**下村議長** 西川議員。

**西川議員** 何かえらいことになってきて。この専決処分もこの契約議決も、この品物というか、これは品質がきちっと保たれてるということで、議会としてはそれを前提にこれをやってるわけですから、専決も契約議決も。それが今、梨本議員や、あれ、同じもんを買ってきたんやと。その中に。

(発言する者あり)

**西川議員** 違うの。知らんよ、その箱、それ、同じもん、そう言うてないか知らんけど、わしはそう

解釈してんねん。そのうち5枚も不良品出てるような、そんなもん、認めよ言われたらできへんし、本当に谷原議員か、出てんのも、そんなことでできるのかなと僕は思うさかいに、ただ、この1万5,000箱か、これ、ほんまに抜き取りをやんねやったら、100箱に1つぐらい、箱ぐちバンバンとやりまんねんと。ほな、150箱ほど検査せんなんねんけどな。それが、いや、200箱で行けんのんか、俺、知りませんで。抜き打ちでもそんな、1枚や2枚やごそつとやるとか。それと今、川村議員が質問しはったように、既にどれだけの数を配って、それで何のクレームもないと、そういうふうなものをお示しいただかんと、はいはい言うて、これ、議決でけへんことになるわけよ。これ、どう、議長、これ、討論、採決に入るまでにちょっと休憩取ってもらわんと、こんな、どういうふうな討論するのか、答弁するのかよう分からんけど、これ、抜き取りってどんなこと考えてるのかよう分からんし。これ、こんだけインターネット中継されてて、それで、いや、こんな不良品がこんなんありまんねんと。5枚、耳のあれもないやつもありまんねんとか、穴空いてまんねんとか、そんなん、ほうやで、どうすんの。同じメーカーなのかどうか、そんなん言うてないって言うたはるけども、箱見たら同じようなやつに見えたあんねんけど、違うんかどうか知りまへんで。中国産はこんなんやということになって、そんな議論があった中で、これ、契約できまんのかな。

僕は前提として、早いこと配らなあかんし、早いことやったらなあかんし、そやから専決もやむないんかなと思うてるわけや、これも。こんな根本的な話がこういうことになってきたら、ちょっとこれ、休憩してあれしてもらいたいと。これは動議になるのかどうか分からんけども。

**下村議長** もうお昼ということでもありますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時17分

再 開 午後1時30分

**下村議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

11番、西井議員。

**西井議員** マスクを配布するのは賛成というか、確かに市民が喜ぶことやから、できたら早くと思っております。

ただ、大字での区長さんに、区長会の方をお願いして配布するというところでございますが、2世帯住宅で実質的に2世帯で完全に分かれてるところが、大字では広報を配るのに1軒のカウントで配ってるとかいうところがあると思いますねけど、その辺、どのように対処しようと思ってるのか。やはり実質的に2世帯の形で生活してはったら、例えば子どもの方に配布されたら、「マスクくれ」って年寄りが言いにくいとかいうのがあると思いますわ。例えば国保や介護保険の加減で世帯分離とかいう話と、ちょっとその辺が違う部分が何件か起こってくるんじゃないかと。その辺、どのように思われてるのかというのと、区長会をお願いして大字で配るというのが、確かに区長会の方で大字の役員さんとか、大変迷惑をかけるわけですけど、本来言えば、この発案されてもっと早く、住民が欲しいときに早く手に入るべきだと思いますけど、29日の契約で6月の広報で配布すると。こんなん、実際言うて、鉄は

熱いうちに打てと。最近、薬局へ行ってもぼちぼち場所によってはマスクがあると。これ、6月の初旬になったら、もっと回復したら、せっかく起案されて配布されてもありがたみいのが全然薄れるんじゃないかと。その辺についてどのように思われてるか。やはりせっかく配布するんやったら、1日でも早く配布するという方法をもっと真剣に考えるのが、欲しいときにもらわんと、例えば食べ物でも、腹減ったときに食べたら何でもうまいと。腹、満腹になってからもろうたかて、何もありがたくないというふうな可能性があると思いますねけど、どのように考えておられるか返答をお願いします。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。それでは、ただいまの西井議員の質問でございます。

配布の方法というところで、大字の区長さんを通じてというご説明を午前中にさせていただいておるところでございます。うまくいけば広報の配布と時を合わせてということになるように予定をしておるところでございますけれども、大字の方でそれぞれ1戸という単位で広報を配布されているということを知っておりますので、まずはその1戸当たり1箱を配布したいというふうに考えておるところでございます。いろいろご事情で2世帯、世帯分離をされて2世帯でお住まいの方もおられるかとは思いますが、大字の方で把握されている1つの1戸という世帯を基準に1箱を配布、お願いしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2つ目の点でございます。6月初旬になったらありがたみが薄れるのではということでございます。マスクの全戸配布を検討いたしましたときに、できるだけ早く住民の皆様のお手元に届く方法としてどういった方法があるのかというところをいろいろ検討させていただいたところでございます。

そんな中で、葛城市もお役所でございますので、一定の基準をもって、手続も一定の手続を踏むべきという意見も中にはございます。そうは言いながら、今ご心配いただいているような、調達して配布できる時期が後ろにずれたときに、せっかくこういった費用を使って住民の皆様のお安心をいただけるようにということで調達をしても、ありがたみが薄れるようなことになってはいけないということもございました。

一番早い方法、技術的にですけれども、一番早い方法といたしまして、予算を専決、それから契約議決を臨時会で承認いただくというのがまず1つ。それから次に、本来あるべき姿というところにつきましては、予算につきましても臨時会を開いていただき、予算承認後にその購入手続に入るといった形で、再度臨時会を開いていただいて契約の議決をいただくという方法と、一番長いのでそれがあられるわけがございますけれども、そういたしますと6月中旬、もしくは下旬にならないとマスクが入らないというような形になります。できるだけ早期にということで、いろんなことを想定しながら検討をさせていただき、また、ご相談も申し上げながらちょっと検討をさせていただいたところ、予算につきましては、先ほど報告をさせていただいたように専決処分をさせていただいて、その契約議決について今臨時会で提案をさせていただくのが、ある意味、一定の手続を踏みながら最速で市民の皆様にお届けできる

のではないかということで、この手続になったところでございます。

以上です。

**下村議長** 西井議員。

**西井議員** 手続の順番分かりますけど、今の答弁見たら、「お役所仕事ですよ」と。実際ね。お役所仕事でないような仕事を一生懸命して、住民が喜ぶような、同じお金を使っても、それが本来や。今の答弁からいったら、「お役所ですのぞ」ということはお役所仕事ですよと認めておられるような。こんなの、本当に困った人にほんま早くどうしようかいうことやったら、もっとね。

それと、大字に渡してと。2世帯住宅で実質的に2世帯の家族にマスクを配布してもめるようなことを考えたはるんかなと。もうちょっとその現状を把握したような形の、本来、役所としてはもう2世帯住宅であろうとも、大字の基準で決めますねと。ちょっとあまりにも血も情けもないような答弁と私は思います。もっと生活様式のいろんな家族に即応したような形で、せつかく税を使うんやから、できるだけ公平な形ですぞという考え方を持たないんかどうかと思ひますけど、その辺についてどのように思われてるかどうか、もう一度答弁だけお願いします。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご心配とひいますか、ご意見ありがとうございます。公平にというのは、もう行政の一番の根本的な考え方とございます。その中で、今回の話はやはりマスクの配布の方法も実は並行して検討してまいりました。その中で、やはり速やかに配布をするという形、例えば3万7,450名の方に対してという形になりますと、なかなか配布が難しくなってしまう。ですから、広報を、ある種配布という、その前提に立ったものを。広報というのは、ある種、公平性を確保した中で配布しているものですから、それを前提とした配布の方法が一番速やかにできるのではないのかということをお考えさせていただいたわけとございます。それが全てを賄えるかといひますと、なかなかそうではないとは思ひますが、広報ということが公平性を確保した中で配布であるならば、それに準じた形でのマスクの配布もあるのではないのかという考え方とございますので、その辺、ご意見いろいろあると思ひますねけども、まずは配布をさせていただきたいという思ひとございます。

それと、議員ご指摘の、一日でも早くという気持ちというのはまさにそうです。私、今着ている服自体が、実はこれはもう災害としての本部長の服装とございます。作業服とございます。もう葛城市では災害対策本部といひますか、新型コロナウイルスに対する対策本部がもうずっと立ち上がった状態とございますので、これは未曾有の災害とございます。それに準じた形で事務手続も最短を目指したわけではございますが、やはり議会の中でいろんなご意見を頂きます。やはり議会の権限を尊重しながら、どの辺りで一番時間的に短縮できるのかということをお議論させていただいた形が今回の形とございます。本日契約議決をいただきましたら、速やかに議員ご指摘のように、いや、広報6月の配布になるやないかとおっしゃいますので、もうこの議決をいただきましたら速やかに準備をさせていただいて、それが広報の配布時期よりももし1日でも2日でも3日でも早く配布ができるのであれば、市民の皆

さん方に届けさせていただきたい、その辺もまた区長様方にご理解をいただくものであればそういう考え方もあるのではないかと考えております。まずは一日も早く入手をしたいというのが本音でございます。これはあくまで災害、大きな災害の中での考え方、手配の仕方、事務手続の在り方であるということをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

**下村議長** ほかに質疑はございませんか。

松林議員。

**松林議員** マスクの件につきまして、コロナ感染拡大に伴う緊急対応時でのマスクの配布ということで、平時ではないということ、こういう配布されるマスクの中に、当然不良品も混入するというリスクもゼロではないという、この辺は皆さん、同じ認識ではなかろうかなと思うんですけども、でも、それ以上に、そのリスク以上にマスクを配布する意義というものは、価値的なことで大きなことではなかろうかなと、このように思います。また、そのことを市民も望んでおるのではないのかなと、私はこのように思います。

先ほどサンプルもちょっと見せていただきましたけども、市が購入されるマスクは、当然清潔で良好な、安全であるという、ここらもしっかりと担保していただいて、その上で述べさせていただきますけれども、議第31号、財産の取得について、賛成の立場で。

(発言する者あり)

**松林議員** そうということです。

そこら辺の担保、安全性、それから品質の基準、ここらの担保をどのように担保していくのかという、ここらについてちょっとお伺いをさせていただきます。

**下村議長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本でございます。

ただいま松林議員のご質問ですが、午前中にも一部答弁させていただきましたが、今回納品時にはまず抜き取り検査での検査チェックをさせていただく予定をしております。今回納入予定は、全世帯で1万5,000箱で、1つの段ボール単位で40箱入りとなっておりますので、段ボール単位で約380箱程度になります。納品にはコンテナのパレット単位ということでお聞きしておりますので、パレット単位での箱単位の抜き取り検査での、無作為での検査を確実にさせていただく予定をさせていただいております。

なお、現在こちらの納品業者に至っては、先に4月に、午前中も答弁しましたように1万枚のご寄附を頂いている中で、約4,000枚の方を事前に福祉施設等を中心に配布をさせていただいたところでございますが、今現在、一切配布した中で、ほかのものを入れて、一切の不良品等はないというのは確認をさせていただいております。

そして、その後、どうしても100%、先ほどおっしゃっていただいていることもございますが、配布後に、ご家庭に届いた段階でどうしても不良品等があればすぐに申出いただけるように、チラシ等、説明文をしっかりと丁寧につけさせていただいた中で、配布を準備、対応させていただく予定をしております。

以上でございます。

下村議長 5番、松林議員。

松林議員 しっかりと、やはりこういう時期ですので、そういう不良品が混入するという、こういうリスクもゼロではないという、そういうような中で、もう極力そういう不良品が混入しないようにご努力をよろしくお願いを申し上げます。

下村議長 西川議員。

西川議員 そやけど、先ほど午前中、あれだけのこと言われたので、今、竹本課長、きっちりと抜取り検査もすると。それが全品が見通せるような、ポンポンとやったら全品見通せるような、まあまあ、抜取り検査をきちっとやるということと、それと、寄附の中で、今、同じメーカーのを配った中で何ら苦情はないというふうなことやから、品質というのが一番、僕らはやっぱり分からへんから、余計そちらでやってもらわなあかんわけやから、そこを信頼して、これ、話をしてるわけで。そやから、はっきりと市長もマスクのことについてはいろいろと、技術的にいろいろ検討したり試験したりして、安全やいうことを前のときもおっしゃってるので、そこらを最後、市長、市としては責任持ってこれを市民の方に配布するんやというところを市長の口からお伺いしたいなと、こういうふうに思うてんですけども。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 いろいろとご心配をいただきまして、本当にありがとうございます。万全を期して配布に備えたいと存じますが、検査をしながら配布に備えたいと思いますが、やはり配布時にその可能性というのはゼロではございませんので、文書をつけさせていただいて、配布時の趣旨と、もし何らかの形の不良品が入っていたら交換させていただくというような文書を添付させていただきたいと思います。

今回配布させていただきますのは、不織布の3層構造のマスクでございます。市民の皆様方にいち早く、一日でも早くお手元に届くようにという思いで配布させていただきますので、議員の皆様方にはご理解のほどよろしくお願いたします。本当にありがとうございます。

下村議長 西川議員。

西川議員 課長また市長の質疑に対する答弁で、私は納得して、西井議員もおっしゃったように、一日も早く、1時間も早く市民の手に届くようにご努力願うことを期待いたしております。以上でございます。

下村議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私はこの契約議決に反対の立場で討論いたします。

私自身はマスクの配布については、これは必要であるという立場で、3月の一般質問のときにもこの新型コロナ対策問題を取上げまして、防災備蓄マスクを必要なところに直ちに配布するように求めたところです。また現在、葛城市におきましては2万枚を超えるマスクを、

防災備蓄用品及び寄附されたものを福祉施設、保育所、学童保育所、あるいは妊婦の方々にもお配りしている。これは他の自治体と比べても大変多く市民の方に必要なマスクを届けている自治体の1つだろうと評価しております。

しかしながら、今回全世帯に1箱50枚のマスクを配るという点につきましては、私としては大変これは問題が多いなと感じておりました。しかしながら、やはり市民の皆様には引き続きマスクが手に入らない、困っているという声もありますから、マスクについて予算をしっかりと措置する、4,455万円の専決予算、承認いたしました。したがって、私自身はマスクを市民に配布することは違うということではなくて、これについては賛成なのでありますけれども、今回の契約議決におきましては特定の会社に75万枚のマスクを購入するための契約を結ぶという案件であります。私が先ほど来から質疑、あるいはほかの方々の質疑を聞きましても、品質の問題、品質の担保の問題について、私はこれでいいのかなという疑念を持っております。

と申しますのは、私自身はある薬局におきまして聞き取り調査をいたしました。つまり今、ほかの店で、本屋さんとか雑貨屋さんとか衣料品店のところで、たくさん箱入りのマスクが売られております。しかし、薬局にはないんですよ。どういうことかとお聞きますと、やはりこれは衛生用品である、だからしっかりとしたもの販売したい。それから、今はとにかく高値だったら何ぼでも売れるという状況の中で売りたい。適正な品質、適正価格で販売することが薬局としての使命だというふうにおっしゃられたんですね。私はそのときに、これは非常に大事なことだなと。

なぜかと申しますと、先ほども紹介しましたけれども、全国マスク工業会が認証マークをつけて、衛生用品について非常に管理をしている。これはPL法に基づいてしっかりやられている。先ほど来から品質の担保ということが出てきました。誰が担保するんですか。課長が担保できるんですか。市長が担保できるんですか。PL法でそんなことができますか。実際には議会でそういう議論が1度ありました。それは米飯給食の問題のときに出てきました。つまり異物混入があると。その混入した業者はどこを選ぶかといったときに、大きな決定の要因が、つまり異物混入について追跡調査ができると、原因についてもしっかりとそれを究明して届ける体制が取れていると、これが大きかったんです。

実は全国マスク工業会の自主基準を見ますと、そういうことをしっかり書いてあるんです。つまり、製品検査についての検査内容については保存する、その製品も保存する、万が一、クレームがあった場合は、その状態についてきちっと追跡できるようにする、そうした認証体制を取るための自主基準を設けて管理しているんですよ。だから、薬局はそれを信頼して扱っているんです。それが安全性、品質の担保でしょう。言葉じゃないですよ。そういう業界の実績、業界の自主基準、あるいは様々な店舗の中での信頼関係の中で培われたもの、それが品質だと私は思うんですね。

だから、4,455万円の予算があれば、私は、今安くなっていますからもっと安く買えるんですけども、この40円のマスクよりも1.5倍高かったとすれば、それは認証基準のきちっとしたもの、信頼性のあるものを、数を30枚とか減らしてお配りすれば、私はいいと考えてお

ります。

先ほど来から出ております品質の問題について、私は非常に大きな疑念がある。行政がやる限りは、そうした品質に対してしっかり信頼性のあるものを配るべきだというのが私の観点です。寄附されたものとかじゃないわけです。税を使って行政がやるわけですから、議会も承認して。そういうものについてはしっかりした品質が担保されるものを私は配るべきだという考えを持っております。

もう一つは、契約の在り方です。随意契約ということで、1者の見積りの随意契約になっております。確かに緊急時だということで、予算は専決、同時に22日に専決されて23日に契約されています。仮契約をされています。それが今回、一緒になってこの議会に出てきたわけですね。ですから、こういう議論ができないわけですよ。どういうマスクが必要なのかということが議会で議論できませんでした、十分。

したがいまして、こういうときこそもうちょっと慎重に私はやるべきではなかったかなと思います。とりわけ、見積りの在り方についても、予算面での見積りを取っただけで、予算が決まった後、専決された後に取った見積りではないということでありまして、さらにはこの契約した会社は22日にマスク8,000枚を寄附されています。私は、こうした在り方が市民の目にどう映るのか。入札、契約の在り方の透明性ということを私は申し述べてきましたけれども、やはりこういうときこそしっかり手順を踏むべきだろうと思います。

実際に一刻も早くといっても5月29日ですよ。随意契約の理由、地方自治法に基づく随意契約の理由を2点おっしゃいました。つまり、緊急時であるから急ぐということでしょう。もう一つは、他と比して安い値段で、明らかに有利な値段で買えるということですよ。でも、仮契約をしてから1か月以上先にしかマスクは入らないんですよ。これがなぜ緊急時の随意契約なんですか。

それから、他と比して特に安い費用で入ると、今、値崩れしていますよ。私はこれはある薬局で買ったんですけど、最近、連休中ですよ。30枚で消費税入れて767円。700円なんです、消費税を抜くと。これ、薬局できちっと売られた全国マスク工業会の正規品ですよ。1枚幾らですか。もう、25円ですよ。だから、こういうふうなことで今、だんだんだんだん出てきているわけでしょう。だから、こうした値段が著しく有利ということを今の時点で言われても、これで随意契約ですと今の時点で言われても、これは果たしていかなものかなと思うんです。だから、こういう随意契約の在り方について理由はついていますが、それについても私は当たらないと思っております。

マスクについては、私は配布するのは当然必要だし、お困りの方にしっかり配っていく、今後とも、例えば手の届きにくい高齢者の方には寿慶会なりを通じて配布する、そういうこともあるでしょう、寄附されたマスクなどをね。しかし、こういうふうな税を使ってやる以上は、しっかりと責任のある、品質の担保された、そうしたマスクを配るべきだということを申し述べて、この議決に反対いたします。

以上です。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

松林議員。

**松林議員** 市のマスク購入については、マスク工業会という形で谷原議員もおっしゃいましたけども、一定のやっぱり信頼性の上で購入もされて配布されるという、そういうことだろうと、そのことを前提に討論させていただきます。

議第31号、財産の取得について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの財産取得については、新型コロナウイルス感染を防止するため、不足して市民が購入することが困難である不織布マスクを市が購入し、各家庭に無料配布するものであります。国は入手困難であるマスク事情を考慮し、転売を禁止するなどの措置を講じたものの、お店ではいまだ品薄状態が続いています。新型コロナウイルス感染予防においてマスクを装着することで他人に感染させない効果が大きいことから、市民の皆様がいち早くマスクを無料で配布することで市民の皆様がマスクを装着することができることから、感染防止対策に大きな効果があると期待できるものであります。

高額な契約ではございますが、緊急事態宣言の中で市民から感染者をできる限り出さないという対策として、しかも入手困難なマスクを市場価格と比較しても安価に購入し、少しでも早く市民に届けるという事情を考慮いたしますと、随意契約されたことも理解いたしました。購入のための予算については専決処分をし、随意契約で購入されるのですから、一日でも早く、また確実に全世帯にマスクが届くよう、最大限努力していただくことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

吉村優子議員。

**吉村優子議員** ただいま上程の議第31号、財産の取得について、賛成の立場で討論させていただきます。

国難であります新型コロナウイルスの問題につきましても、いつまで続くか、いまだ出口の見えない不安の中にあります。今後におきましても更に様々な施策、手当等が必要になってくるということも予測しています。

そのような状況下の中で、マスク配布につきましても、本来でしたら市が確保したマスクを必要な方に、例えば市場よりも安く購入していただくという方法で、確かに手に入るという安心感とともに、次の対策費用の確保という点におきましてもよいのではないかとこのように考えているところです。ただ、買物もままならない高齢者の方やご家族の多い方々等にとりましてはありがたく、心待ちにされていることと推測するところです。

また、既に無料配布を御存じの市民の方からは、私の方にもいつ届くんのですかという質問も、お尋ねもあります。できるだけ敏速に、そして税金を投じて市民への配布ということで、国からの配布のマスクのように、多額の税金を投じて国民から不満の声が聞こえる、そのようなことのないよう、先ほどからの意見にもありますように、不良品等のない安全なマスクの確保に十分に配慮願えることを信じまして、私の賛成討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はございませんか。

川村優子議員。

**川村議員** 私も今回の議第31号の財産の取得について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

マスクの必要性というものは、そもそも飛沫感染による拡大防止ということが観点でございます。何よりもマスクの取得が国民への拡大を防いでいくということにつきましては、国もその指針を出し、2枚の布マスクの配布も含めまして、皆さんはもう日々マスクの取得について危惧されているところでございます。

一番の葛城市のコロナ感染拡大対策につきましては、このマスクの配布ということは私は一番であると思っております。それゆえ、今回はこのマスクの品質についてのお問いがたくさんございました。このご時世の中、中国製ということで粗悪品ではないかという指摘も、それはあるということについては全部否定はしませんけれども、やはり今、マスクを手作りでもして、とにかくマスクの必要性ということを世間で訴えられている中、不織布の3層構造のマスクは、やはりデータの的にも飛沫のリスクを非常に防げるという観点から、不織布マスクの配布ということにつきましてはやはり一番の必要性があると私は思っております。

ですから、この議決につきまして非常に、今回は専決で、予算につきましてもいろいろと専決をしていただいているという運びになりました。議会もその旨、非常に協力的に対応しなければならないということも含めて、一丸となってこの施策につきましては協力体制をもってやらないといけないということは、皆さん、御存じだと思いますが、何より初めてのコロナ感染対策のこの議決につきましては、慎重論はいろいろあると思いますが、やはりこれは市民の皆さんにとりましては必要不可欠なものだということを我々議員は認識しながら、これはいち早く進めていただかないといけないという思いがございますので、これを賛成としまして、早く議決をした後には速やかに、安心して使っていただけるような品質のチェックもしていただいた上で、市民の皆様には配布を願いたいというふうに思っておりますので、私は賛成とさせていただきます。

以上でございます。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**下村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議第32号及び日程第11、議第33号の令和2年度補正予算2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第32号及び議第33号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第32号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38億8,227万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,482万円とするものでございます。補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に伴う補正で、総務費では家計への支援として市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業に係る経費、民生費では生活困窮者住居確保給付事業費の追加、また、子育て世帯への緊急支援として臨時特別給付金事業に係る経費、衛生費では感染症予防対策事業として、児童・生徒の安心・安全を確保すべく、市内小・中学校全ての教室に設置するウイルス除去機能付空気清浄機の購入費の補正をお願いするものでございます。

次に、議第33号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,100万円とするものでございます。補正内容につきましては、傷病手当金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号及び議第33号の2議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第32号と議第33号の2議案につきましては、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

また、委員長、副委員長につきましても、併せてご報告いたします。

予算特別委員会委員長に岡本吉司君、同じく副委員長に松林謙司君。

以上です。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時11分

再 開 午後4時40分

**下村議長** 本臨時会は会議時間を延長いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第32号と議第33号の2議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第32号及び追加日程第2、議第33号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

10番、岡本吉司君。

**岡本予算特別委員長** それでは、議長の許可を得ましたので、委員長報告をさせていただきます。

先ほど本会議におきまして上程され、予算特別委員会に付託されました議第32号及び議第33号の補正予算2議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告をいたします。

初めに、議第32号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてであります。

質疑では、新型コロナウイルス対策として特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、住居確保給付事業給付金の支給があると思われるが、それぞれの給付に向けたスケジュール及び給付条件はという問いに対しまして、特別定額給付金の給付スケジュールについては、オンライン申請は5月1日より開始をしており、5月15日前後に振込予定である。また、郵送申請の方については、市より5月11日に申請書を送付し、返送していただいた後、確認作業等の事務処理を実施する。口座振込の方については5月20日前後、現金給付の方については6月上旬をめどに給付予定である。また、給付条件については、令和2年4月27日に住民基本台帳に登録がある方で、支給額は給付対象者1人につき10万円である。

また、子育て世帯臨時特別給付金については、6月上旬にシステム改修を実施し、その後、対象者の方全てに案内等を送付し、事務処理の後、6月末に給付予定である給付条件は、令和2年3月31日時点で本市に住まわれていた方で、令和2年4月分の児童手当を支給した者であり、支給額は対象児童1人につき1万円で、1回のみ給付である。

住居確保給付事業給付金については、新型コロナウイルスの影響により、4月20日以降、従来の要件が緩和され、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況により住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間、家賃相当額を支給できるよう拡充されたものである。対象者より申請があった後、書類等を確認し、支給決定をする。申請月から対象であるが、家賃支払日が申請者で異なるため、個別に対応する予定

であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第33号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** 私は、一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論いたします。ただし、条件付賛成であります。この点についてここで意見を述べさせていただこうと思っております。

一般会計補正予算（第2号）は、国の施策である3件の事業費、先ほど委員長が報告されました。こうした国独自の施策、これは全て国民の生活、経済を支援するための予算であります。1人10万円の給付金についても、国民の多くが望んで世論が動かした給付であります。

今、国民の生活は大変窮しております。飲食店はもちろん、あるいは宿泊業、そうしたテレビでも報道されておりますが、身近なところでは例えば衣料品店、葛城市内の衣料品店も大変今、お客さんが少なくなっております。外出しないために服を買わない。本当に今、経済の先行きが見通せない、そんな状況に市民の方々は置かれております。私の知り合いでも、会社に勤めておりますけれども、週4日の勤務、3日はお休みなさいということで、給料も4割カットされております。

そうした厳しい生活を余儀なくされている中で、国の方がこうしたしっかりとした給付金事業を行ってこられた、これをスピード感を持って実施することが本当に葛城市民にとっても求められているだろうと思います。

しかしながら、葛城市独自にも今回補正予算として計上されているものがございます。午前中議論しましたマスクについてもそうです。そして、今回の感染予防対策として、小・中学校の各教室に空気清浄機を設置するということの予算が1,986万1,000円計上されております。私はこのことに反対するものではありません。しかし、葛城市独自の予算が感染予防のみにしか今回計上されていないということに大変な不満を感じております。私の身近な市民の方々の生活実態からあまりにもかけ離れている補正予算であります。

奈良県下の市町村では、様々な生活、経済対策を予算計上して臨時会が開かれておりますけれども、経済が大きく落ち込んで、企業、個人事業者の経営が困難になり、そこで働いている人の失業、給料の減額などに対して、やはり様々工夫をされておられます。各市町村自治体におきましては、例えば奈良県が今行っています休業、営業自粛要請に協力した企業に支払われている県からの協力金に上乗せして、市独自、あるいは市町独自でこうした協力金の上乗せをやっている自治体もあります。市としては7市ほどある。売上げが減少して、セーフティネット4号、5号の認定を受けた事業者には10万円を支給する、これが1市であります。

したがいまして、こうした生活の目配り、こうしたことをきちっとやっている地方自治体がある中で、葛城市が感染予防のみに集中した予算編成を行っている、このことに私は大きな疑問を感じるわけであります。水道料金の基本料金、これを減免している市が7市あります。これは、現金給付ということで一番手っ取り早いのが、こうした水道料金の減免であるからであります。マスクが高い、そうしたことに対してこうしたことを利用する、そうした意味での、まさに現金給付のような意味での水道料金の減免であります。

私は今回の補正予算につきまして、当然感染予防で各教室、こうした空気清浄機がつく、反対するものではありませんけれども、国の地方創生臨時交付金、この金額が決定され、6月に再度補正予算が出てくるかと思っておりますけれども、ぜひ葛城市民の生活感覚に合った何らかの温かい支援をぜひお願いしたいと思います。子育て世帯には、例えば給食、ひとり親世帯、あるいは要保護世帯の給食費、今この分が支払われていませんが、各家庭で食費として大変苦しんでおられる。ほかの市ではこうしたところにきちっと給食費を出しておられる市もあります。非常に細かいんですけども、ぜひこういう施策を要望いたしまして、賛成意見といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には6月定例会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和2年第2回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。議員皆様方におかれましては今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**下村議長** 以上で令和2年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後4時54分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長            下 村   正 樹

署 名 議 員            梨 本   洪 珪

署 名 議 員            吉 村   始